

平成31年2月28日

平成31年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総務局

目 次

ページ

1 障がい者雇用状況の報告誤りへの対応状況 .....	1
2 平成31年度税制改正案の概要について .....	4
3 「電子化全開宣言行動計画 点検報告書（案）」について .....	8
4 茅ヶ崎ゴルフ場の利活用について .....	10
5 合同庁舎の再整備について .....	15
6 「神奈川県県有施設長寿命化指針の改正（案）」について .....	18

参考資料 1 電子化全開宣言行動計画 点検報告書（平成26年度～30年度）案

参考資料 2 神奈川県庁舎等施設長寿命化指針（案）

## 1 障がい者雇用状況の報告誤りへの対応状況について

### (1) 報告誤りの概要及びその後の対応状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、事業主における障がい者の雇用義務の達成状況について、平成29年6月1日現在の国に報告した知事部局の障がい者数は185名であったが、このうち12名については、厚生労働省の定める「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に則った確認をしていなかったことが判明した。

そこで、現在、人事事務所管課で構成する「障がい者雇用検討会」及び第三者機関である「障がい者雇用促進検討委員会」において、原因究明及び再発防止策、障がい者雇用促進策、障がい者雇用制度のあり方等について検討を行っているため、その状況を報告する。

### (2) 「障がい者雇用検討会」

#### ア 目的

障害者雇用率の国への報告にあたり、適切でない事務処理があったことについて原因を究明し、再発防止策や、雇用主として今後の障がい者雇用のあり方を検討する。

#### イ 検討事項

- 不適切な計上が行われた経緯と背景の検証に関するこ
- 再発防止策の策定に関するこ
- 障がい者雇用の促進に関するこ

#### ウ 構成員

総務局組織人材部人事課長、企業局総務室管理担当課長、議会局管理担当課長、教育局総務室管理担当課長、教育局行政部教職員人事課長、警務部警務課長

#### エ 開催状況

第1回（平成30年9月6日）、第2回（平成30年10月24日）

第3回（平成30年11月19日）

#### オ 具体的な議論の内容

再発防止策として、障がい者雇用状況の報告誤りをしないための事務手続きについて検討している。

#### (ア) 採用前の確認について

障がいのある人を対象とした採用試験の合格者について、採用意向を確認する書類に障害者雇用状況報告の対象とすることを明記す

るとともに、採用前面談において人事担当者が手帳の確認を行う。

#### (イ) 採用後の確認について

ガイドラインに則り、1年に1回、人事担当課から、メールの送信や書類の配布等画一的な手段で全職員へ調査の趣旨や実施方法等を周知して調査を行う。また、前年度と回答状況の異なる職員に対しては確認を行う。なお、原則、障がい者手帳等の写しの提出を求める。

### (3) 「障がい者雇用促進検討委員会」

#### ア 目的

「障がい者雇用検討会」で検討した再発防止策などを検証するとともに、地方自治体における障がい者雇用促進に係る制度のあり方を検討する。

#### イ 検討事項

- ・ 障がい者雇用検討会で検討した再発防止策などの検証
- ・ 地方自治体における障がい者雇用促進に係る制度のあり方の検討

#### ウ 構成員

委員長 真保 智子 法政大学現代福祉学部教授

委 員 内嶋 順一 弁護士

委 員 伊部 智隆 (社福)神奈川県社会福祉協議会参事

#### エ 開催状況（協議内容）

第1回（平成30年11月9日）、第2回（平成30年11月27日）

第3回（平成30年12月26日）、第4回（平成31年1月16日）

第5回（平成31年2月1日）、第6回（平成31年2月5日）、

第7回（平成31年2月6日）

なお、第5回から第7回は、障がいのある方、関係団体へのヒアリングを実施した。

#### オ 具体的な議論の内容

障がい者雇用を促進するためには、必ずしも障害者雇用率を上げる手法だけでなく、「障がい者が働きやすい職場とは」という観点で検討している。そのためには、職場環境を整えるだけでなく、一緒に働く職員一人ひとりの意識の持ち方が重要であり、職員、特に管理監督者への障がい特性などの研修、上司などへの相談体制の整備、障がい者本人との定期的な話し合いといった項目に整理して、その詳細について検討している。

#### (4) 今後の予定

平成31年3月 原因究明、再発防止策及び雇用促進策の取りまとめ

4月以降 地方自治体における障がい者雇用促進に係る制度のあり方の取りまとめ

(参考) 平成30年6月1日現在 障害者雇用率

	法定雇用率	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者の数 (換算後)	障がい者の数 (実人数)	雇用率
知事部局	2.5%	7,464人	222.5人	171人	2.98%

## 2 平成31年度税制改正案の概要について

平成31年度税制改正については、本年2月に地方税法の一部改正案が閣議決定され、第198回通常国会に提出された。

平成31年度税制改正のうち、地方税関係の概要は次のとおりである。

### (1) 地方法人課税における新たな偏在是正措置

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、大都市に税収が集中する構造的な課題に対処するため、地方法人課税において新たな偏在是正措置を講ずる。)

#### ア 特別法人事業税の創設

- ・ 現行の地方法人特別税に代えて、新たに特別法人事業税を創設する（平成31年10月1日以後開始事業年度から適用）。
- ・ 都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収し、その税収の全額を国の譲与税特別会計に払い込む。
- ・ 改正後の主な税率は、次のとおり。

主な税率区分	改正前		改正後	
	法人事業税	地方法人特別税	法人事業税	特別法人事業税
資本金1億円超の普通法人 (年800万円超の所得)	0.7%	法人事業税額の 414.2%	1%	法人事業税額の 260%
資本金1億円以下の普通法人等 (年800万円超の所得)	6.7%	法人事業税額の 43.2%	7%	法人事業税額の 37%
収入金額課税対象法人	0.9%	法人事業税額の 43.2%	1%	法人事業税額の 30%

※地方法人特別税及び特別法人事業税額の算定に用いる法人事業税額は、標準税率により計算をしたもの。

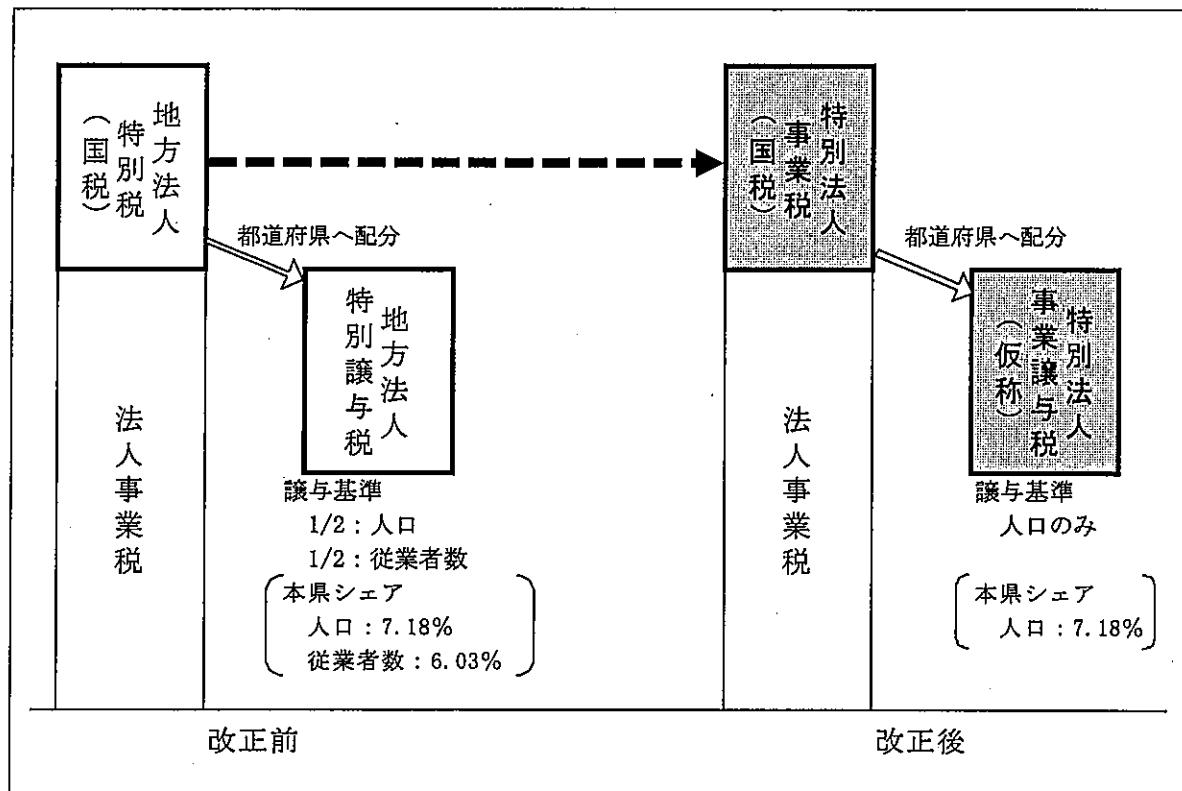
#### イ 特別法人事業譲与税の創設

- ・ 特別法人事業税の税収の全額を、一般財源として都道府県へ譲与する特別法人事業譲与税を創設する（平成32年度から譲与）。
- ・ 譲与基準は人口とし、普通交付税の不交付団体に対する譲与額は、人口で按分した額の25%を上限とする。

#### ウ その他

- ・ 平成32年度から交付が開始される法人事業税交付金について、市町村への交付水準に変動が生じないよう、その交付率を引き上げる。
- ・ その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずる。

(参考1) 新たな偏在是正措置（H31.10.1～）のイメージ図



## (2) 車体課税の見直し

### ア 自動車税の恒久減税

#### (ア) 種別割の税率引下げ

自家用乗用車に係る自動車税種別割の税率を、全ての税率区分において引き下げる（平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自動車から適用）。

#### (参考2) 主な税率区分における改正影響

税率区分	現行	改正案	引下げ額
総排気量1,000cc以下	29,500円	25,000円	△4,500円
1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	30,500円	△4,000円
1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	36,000円	△3,500円
2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	43,500円	△1,500円
2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	50,000円	△1,000円

※総排気量3,000ccを超える自動車についても、税率を1,000円引下げ

## (イ) 地方税財源の確保

(ア) により生ずる地方税の減収については、税の軽減措置の縮小や地方譲与税の拡充により、それに見合った地方税財源を確保する。

### a 税の軽減措置の縮小

#### (a) 環境性能割の税率の適用区分の見直し

自家用乗用車に係る自動車税環境性能割の税率の適用区分を次のとおり見直す。

区分	現行	改正案
32年度燃費基準+20%達成	非課税	非課税
32年度燃費基準+10%達成	非課税	1%
32年度燃費基準達成	1%	2%
27年度燃費基準+10%達成	2%	3%
上記以外	3%	3%

#### (b) グリーン化特例の見直し

燃費性能等の優れた自動車に係る自動車税及び軽自動車税の種別割の税率を軽減する措置について、自家用乗用車の適用対象を電気自動車等に限定する。

なお、消費税率引上げに配慮し、平成33年4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車から適用し、それまでの間は、現行制度を継続する。

#### (c) 自動車取得税及び自動車重量税におけるエコカー減税の見直し

燃費性能等の優れた環境負荷の小さい自動車に係る特例措置について、軽減割合等の見直しを行う。

### b 地方譲与税の拡充

都道府県自動車重量譲与税制度の創設や地方揮発油譲与税の拡充を行う。

## イ 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

- ・ 消費税率引上げに伴う自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から1年間、自家用乗用車を取得した場合に課される自動車税や軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する。
- ・ この措置による地方税の減収は、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

### (3) 個人住民税における改正

#### ア ふるさと納税制度の見直し

個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）の対象について、総務大臣が次の基準に適合する団体を指定するよう見直しを行う。

- ・ 寄附金の募集を適正に実施している。
- ・ 返礼品の返礼割合が3割以下で、かつ地場産品である。

#### イ 住宅ローン控除の拡充に伴う措置

- ・ 消費税率10%が適用される住宅を取得し、平成32年末までに自己の居住の用に供した場合について、住宅ローン控除の期間を13年間（現行10年間）とし、延長された期間についても、現行制度と同様、所得税額から控除しきれない額を個人住民税額から控除する。
- ・ この措置による個人住民税の減収は、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

#### ウ 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる（平成33年度分から）。

### (4) 地方消費税の清算基準の見直し

- ・ 清算基準に用いる「サービス業対個人事業収入額」について、平成24年経済センサス活動調査に基づく額から、平成28年経済センサス活動調査に基づく額に更新する。
- ・ 更新に際して、実際には対個人収入がほとんど想定されない「総合リース業」、「産業用機械器具賃貸業」など一部データを除外する。

### (5) 地方税法が改正された場合の本県の対応案

平成31年度税制改正に伴う地方税法の一部改正案は、現在開会中の第198回通常国会で審議中であるが、法案の成立時期によっては、本年4月1日から施行する必要がある神奈川県県税条例の改正について、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分させていただく可能性がある。

### 3 「電子化全開宣言行動計画 点検報告書（案）」について

平成26年3月に「電子化全開宣言行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、ICTの活用による県民のくらしの利便性の向上や業務の見直しによる経費削減の取組を推進してきた。

平成30年度は、行動計画の計画期間の最終年度となっていることから、県のこれまでのICT施策等を総合的に点検し、点検報告書（案）として作成したので、報告する。

#### (1) 点検報告書（案）概要 <参考資料2「電子化全開宣言行動計画 点検報告書（案）」参照>

##### ア 達成状況

行動計画の101の取組について、予定していた内容を達成できたかどうかという視点から、「達成」、「実施中」及び「変更」の区分に整理した。

その結果、61の取組については、その内容を達成することができた。また、35の取組については、計画の内容に沿って現在も実施中であり、残りの5の取組についても、取組の実施状況や環境の変化等を踏まえて内容を変更し、取組を進めている。

##### イ 成果

###### (ア) 県民のくらしの利便性の向上

県民のくらしの利便性の向上につながった主な取組の成果は次のとおり。

- ・ 県有施設等へ公衆無線LANアクセスポイントを591台整備
- ・ インターネットバンキングなどの電子納税を導入し、年間約56万件の納税に活用
- ・ 県が運営する健康管理アプリケーション「マイME-BYOカルテ」により県民個人が自己の健康情報等を一元的に管理する仕組みを構築し、約120万人が登録（平成31年2月18日現在）
- ・ オープンデータを活用した民間サービスが5件開始（平成30年12月末現在）

また、計画期間中に新たに実施した取組として、県上下水道料金や県税に「LINE Pay」を導入した。

###### (イ) 経費削減の取組

経費削減につながった主な取組の成果は次のとおり。

- ・ 通信サービスを見直し、電話回線を全庁一括で契約することで

## 年間約1億円の経費削減と業務負担を軽減

- ・ システムの集約や統廃合の推進により、平成25年に約72億円（162システム）かかっていた運用経費を平成30年には約60億円（110システム）に削減

なお、システムの全体数は、計画策定時より増加しており、今後も全体最適の観点から継続して経費削減に取り組む必要がある。

また、システムの見直しに当たっては、再構築後にシステム不具合による誤支給が発生した人事給与システムの例を踏まえ、システム運用にかかる経費だけではなく効率的な運用の観点から総合的に評価する必要がある。

## ウ 総括

行動計画では、県民のくらしの利便性の向上や経費削減に一定の成果を上げたが、今後のＩＣＴの推進に向けては、国の動向やＩＣＴの情勢などに留意しつつ、総合計画や行政改革大綱と整合を図りながら、継続して効果的に取組を進めていく。

なお、今後は、各取組の目指すべき姿を明確にし、適切な指標を設定することで客観的な進捗管理を行い、常に改善を図りながら取り組んでいく。

## (2) 今後の予定

平成31年3月 「電子化全開宣言行動計画 点検報告書」公表

#### 4 茅ヶ崎ゴルフ場の利活用について

茅ヶ崎ゴルフ場の新たな利活用について、現在の検討状況と今後の進め方について報告する。

## (1) 茅ヶ崎ゴルフ場の概要

## ア 土地情報

所在地 茅ヶ崎市菱沼海岸6991-16外(下図参照)

敷地面積 198,786m<sup>2</sup>

(内訳) 県119,773m<sup>2</sup>、茅ヶ崎協同株 75,099m<sup>2</sup>

茅ヶ崎市3,913m<sup>2</sup>

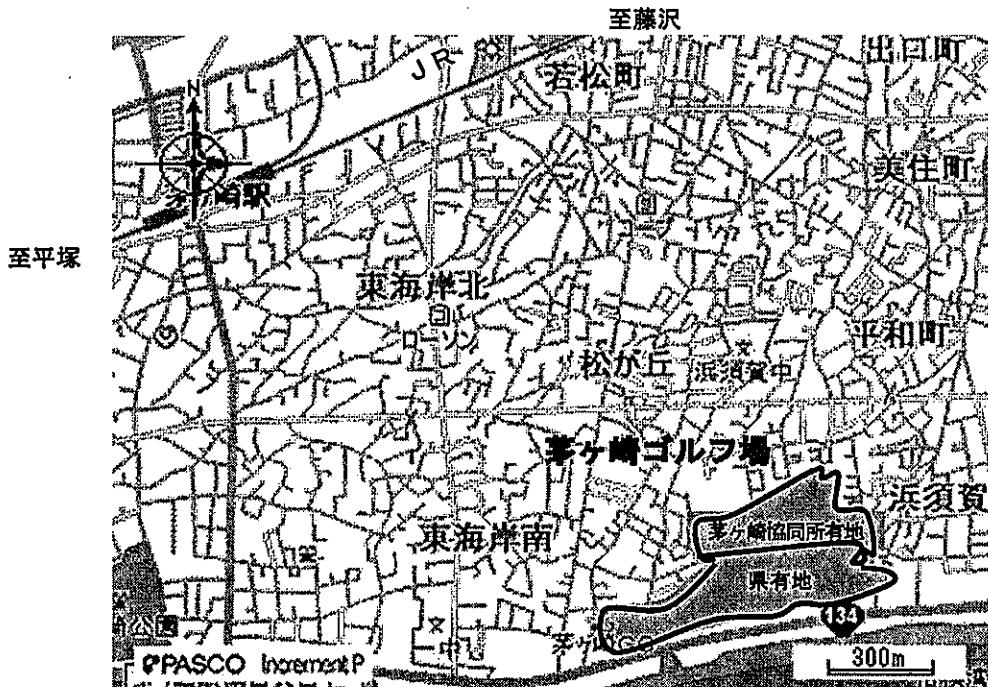
### 用途地域 第1種低層住居専用地域：建ぺい率50%

容 積 率100%

### 〈県有地〉

台帳価格 約62億8千万円 (52,400円／m<sup>2</sup>)

貸付料 約6千万円(約7割減額、所在市町村交付金相当額)



## イ 沿革・経過

昭和32年11月 茅ヶ崎市が県有地等を借り受けて市営ゴルフ場を開設し、その運営を観光日本㈱に委託

昭和42年4月 茅ヶ崎市がゴルフ場運営から撤退し、県は観光日本  
(株)に県有地を貸付け

平成26年4月 観光日本株式会社が、平成26年度末でゴルフ場を閉鎖する

## 意向を県等に通知

平成28年 2月 事業者の募集開始  
8月 優先交渉権者の決定  
10月 優先交渉権者の辞退  
平成30年 4月 茅ヶ崎市が広域避難場所の見直し結果を公表  
11月 事業者対話の実施<実施結果は「別紙」参照>

### (2) 利活用方針

#### ア 基本的な考え方

これまで茅ヶ崎ゴルフ場が担ってきた広域避難場所及びみどりの機能の確保など、茅ヶ崎市のまちづくりの方向性を尊重し、茅ヶ崎協同(株)所有地との一体的な土地の利活用を目指す。

#### イ 事業方式

民間事業者から公募型プロポーザル方式により事業提案を受けて、売却又は事業用定期借地権を設定（30年間）する貸付けを行う。

### (3) 事業者の選定方法

県及び茅ヶ崎協同(株)は、事業者選定評価委員会の意見を参考に、事業提案や事業遂行能力等を総合的に評価し、最も評価の高い事業者を優先交渉権者として選定し、基本協定を締結する。

### (4) 提案内容の事業計画化

事業者は、提案内容の実施に向けて関係機関と協議し、次の内容を盛り込んだ事業計画を立案する。

- ・ まちづくりの目標
- ・ 施設の内容、規模等
- ・ 用途地域の変更 など

### (5) 契約の締結

事業者並びに県及び茅ヶ崎協同(株)は、事業計画に基づき、契約を締結する。

### (6) 今後の予定

平成31年 3月以降 事業者の募集開始  
8月以降 事業提案及び事業遂行能力等の審査  
9月以降 優先交渉権者の決定、基本協定の締結

平成32年 2月  
4月

提案内容の事業計画化、常任委員会へ状況報告  
計画内容に応じ県議会へ土地処分議案の提案  
事業者による事業着手

## 事業者対話の結果

### 1 実施期間及び参加者数

実施期間：平成30年10月12日 対話実施要領の公表

11月 6 日～15日 対話

参加者：10者

### 2 対話内容

次の条件を前提として、事業の実現可能性や事業内容、事業スケジュール等について意見を伺うため、事業者と個別に対話を行った。

#### <条件>

- 平成27年11月に県、茅ヶ崎協同及び茅ヶ崎市の三者で策定した利活用基本方針に沿ったものとする。
- 平成30年4月に茅ヶ崎市が公表した広域避難場所の見直し結果に従い、避難有効面積60,000m<sup>2</sup>以上の広域避難場所を確保する。
- 貸付価格及び売却価格
  - ・ 貸付価格（用途別、年額）
 

ゴルフ場1,100円/m<sup>2</sup>、雑種地2,000円/m<sup>2</sup>、非住宅用地2,400円/m<sup>2</sup>
  - ・ 売却価格（面積別）
 

1～2ha 100,000円/m<sup>2</sup>、3～5ha 87,500円/m<sup>2</sup>、6ha～ 75,000円/m<sup>2</sup>
- 土地利用方法
  - ・ 県有地：住宅用地及び用途地域を変更する土地は「売却」、その他は「貸付け」
  - ・ 茅ヶ崎協同所有地：「貸付け」
- 県有地と茅ヶ崎協同所有地の土地交換及び土地区画整理事業の活用は不可。
- 用途地域の変更は、住居系用途地域（田園住居地域・準住居地域を除く。）の区分内とする。
- 住宅の整備は、300戸未満とする。
- 商業施設の整備は、1施設当たりの店舗面積3,000m<sup>2</sup>未満とする。

### 3 実施結果

- 貸付価格については、いずれの用途であっても高いとの認識が示されたが、一部の事業者からは、整備期間中について減額すれば条件として成立可能性があることも確認できた。
- 売却価格については、多くの事業者から対応可能との認識が示された。
- 応募期間は、多くの事業者から3ヶ月～6ヶ月程度必要との認識が示された。

- 事業手法について、土地交換や土地区画整理事業の活用を認めないと土地利用の幅が広がらないとの認識が示された。
- 用途地域の変更について、土地購入後に変更手続きを行うことについてリスクがあるとの認識が示された。
- 商業施設の整備条件について、事業性を確保するために建築確認上の敷地を分け、店舗面積3,000m<sup>2</sup>未満の建物を2棟以上整備することが必要との認識が示された。

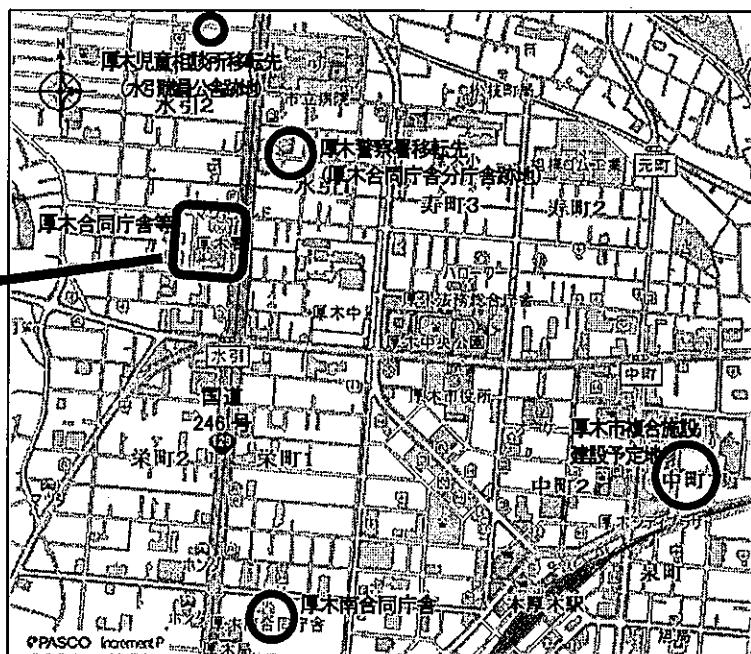
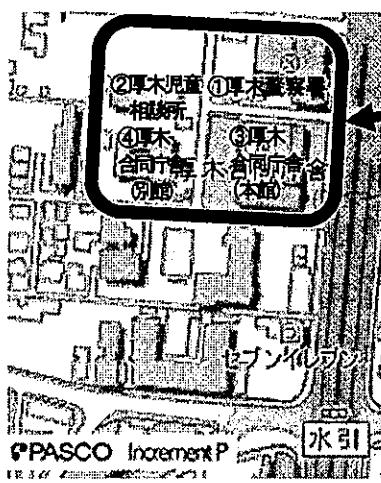
## 5 合同庁舎の再整備について

老朽化の進む合同庁舎の再整備について、公共施設等総合管理計画の考え方に基づき、市町村等の施設との合築及び施設の集約化や再配置等の視点から検討を進めており、現在の取組状況について報告する。

### (1) 厚木合同庁舎等

#### ア 配置状況

厚木合同庁舎等



庁舎	敷地面積	建築年	入庁機関
①厚木警察署 (平成30年12月移転)	2,354m <sup>2</sup>	昭和42年	—
②厚木児童相談所	2,048m <sup>2</sup>	昭和46年	—
③厚木合同庁舎 (本館)	9,230m <sup>2</sup>	昭和40年	県央地域県政総合センター、 厚木県税事務所、 厚木水道営業所 等
④厚木合同庁舎 (別館)	2,933m <sup>2</sup>	昭和42年	厚木保健福祉事務所
①～④ 計	16,565m <sup>2</sup>		
⑤厚木南合同庁舎	5,917m <sup>2</sup>	昭和47年	厚木土木事務所、 リニア中央新幹線推進事務所 等

#### イ 取組状況

##### (ア) 施設の再配置について

###### a 厚木警察署

厚木合同庁舎分庁舎跡地に移転済み（平成30年度）

- b 厚木児童相談所  
水引職員公舎跡地に移転予定
- c 厚木合同庁舎（本館・別館）及び厚木南合同庁舎  
「厚木市複合施設への入居」又は「県有地内での集約再整備」の選択肢で検討中

#### (イ) 厚木市複合施設への入居について

##### a 概要

- 厚木市が、本厚木駅前の中町2-2地区に建設を計画している施設
- 厚木市は、市役所、図書館、（仮称）こども未来館の入居を予定しており、県機関の入居を市から要請されている。

##### b 県機関の状況

- 厚木合同庁舎及び厚木南合同庁舎の入庁機関は、特殊車両の取扱いや資材庫の設置が必要となる厚木土木事務所及び厚木水道営業所を除き、複合施設に入居することについて、業務上の制約はない。
- 複合施設において、必要な執務スペースは確保できる。

##### c メリット

- 駅近となり県民利便性が向上
- 都市機能を集積するコンパクトシティの形成が実現
- 国道246号沿いの大規模跡地の利活用が可能

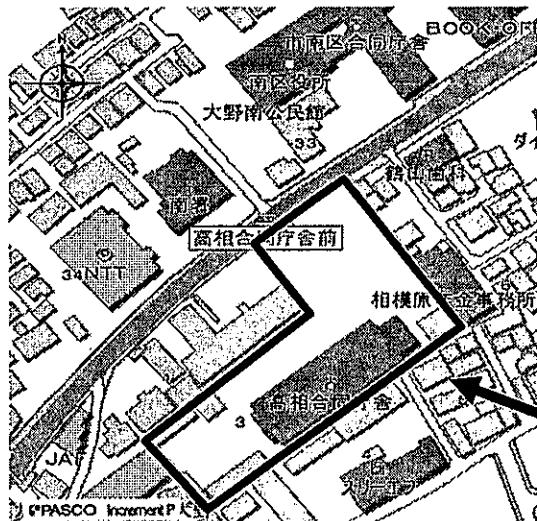
#### ウ 今後の取組

- 「厚木市複合施設への入居」と「県有地内での集約再整備」の費用負担を検証し、複合施設への入居の優位性が認められれば、厚木市に入居の旨を回答する。
- 厚木市複合施設へ県機関が入居する場合、残る厚木土木事務所と厚木水道営業所の施設の再配置について検討する。

#### (2) 高相合同庁舎

##### ア 配置状況

###### 高相合同庁舎



庁舎	敷地面積	建築年	入庁機関
高相合同庁舎	8,518m <sup>2</sup>	昭和47年	相模原県税事務所、 相模原南水道営業所 相模原市警察部 等
相模原南警察署	3,871m <sup>2</sup>	昭和49年	—

#### イ 取組状況

- ・ 相模原南警察署を高相合同庁舎の敷地に移転し、合同庁舎と集約化を図る方向で検討中。
- ・ 相模原南警察署の高相合同庁舎敷地への移転は、相模原市の要望事項でもある。
- ・ 自動車税管理事務所（横浜市南区）及び自動車税コールセンター（横浜市青葉区）の新合同庁舎への移転を検討中。

#### ウ 今後の取組

- ・ 引き続き、高相合同庁舎敷地での合同庁舎及び相模原南警察署の集約再整備について、相模原市及び警察本部と協議を進める。
- ・ 移転後の跡地または空きスペースの利活用を検討する。

## 6 「神奈川県県有施設長寿命化指針の改正（案）」について

標記指針の改正にあたり、平成30年第3回定例会において、改正（素案）について報告を行った。

今回、改正（案）の内容等について報告する。

### (1) 経緯

#### ア 平成14年12月

「神奈川県県有施設長寿命化指針」を策定し、施設の維持更新に関する基本的な考え方を定めた。

#### イ 平成25年11月

国が「インフラ長寿命化基本計画」を決定し、「地方公共団体は、公共施設等総合管理計画及び道路や庁舎などの個別施設計画を策定していくこと」という方向性を示した。

#### ウ 平成29年3月

「神奈川県公共施設等総合管理計画」（以下「県総合管理計画」という。）を策定し、個別施設類型ごとに個別施設計画の策定等を行うこととした。

### (2) 改正の趣旨

「神奈川県県有施設長寿命化指針」は、建築物系県有施設すべてを対象に、施設の維持更新に関する基本的な考え方を示していたが、現在は県総合管理計画で示している。

したがって、この指針の対象を庁舎等施設（庁舎系施設及び県民利用施設）に限定し、名称を「神奈川県庁舎等施設長寿命化指針」（以下「県長寿命化指針」という。）に変更するとともに、個別施設計画策定にあたっての統一的な考え方（共通ルール）等を定めた指針とするため、所要の改正を行う。

### (3) 改正の概要

#### ア 個別施設計画策定にあたっての統一的な考え方（共通ルール）

個別施設計画は、個々の施設ごとに10箇年度程度を標準とした計画期間で作成し、次の①～⑦を定めるものとする。

①対象施設

②計画期間

③老朽化対策の優先順位の考え方

④施設の状態等

⑤老朽化対策の内容・実施時期

⑥老朽化対策の費用

## ⑦施設の方向性\*

\* 施設アセスメントの実施結果等を基に、「施設の方向性」を、「維持継続」「改修改善」「集約転用」「建替継続」「廃止」のいずれかに決定する。

### イ 維持更新に関する基本的な考え方等

- ・ 適切な修繕により、維持更新費の縮減・平準化を図る。
- ・ 老朽化対策を進めるにあたり、施設ごとに「廃止」や「維持継続」等の施設の方向性を明確にする。
- ・ 施設の方向性が「廃止」等の施設は最低限の維持修繕を、「維持継続」等の施設は長寿命化修繕を実施する。
- ・ これまで「平成15年時点で築30年未満の施設」等としていた長寿命化修繕を行っていく施設を、今後は「施設の方向性」が「建替継続」「廃止」以外すべてとする。
- ・ 施設の更新サイクルを、「平成15年時点で築30年未満の施設」等は、現在の60年から80年に引き上げ、その他の施設は60年と定める。

## (4) 県民意見募集の結果

### ア 募集方法

#### (ア) 意見募集期間

平成30年12月21日～平成31年1月20日

#### (イ) 県民に対する周知方法

県ホームページへの掲載、県機関での配架

#### (ウ) 県民意見の提出方法

インターネットメール、郵送、ファクシミリ

### イ 意見募集の結果

#### (ア) 意見の件数

56件（31人）

#### (イ) 意見の反映状況

区分	件 数
a 県長寿命化指針（案）に反映した意見	9 件
b 県長寿命化指針（素案）に既に反映している意見	10 件
c 今後の参考とする意見	11 件
d 県長寿命化指針（案）に反映しない意見	13 件
e その他	13 件
合 計	56 件

#### (4) 主な意見

##### a 県長寿命化指針（案）に反映した意見

- ・ 施設アセスメントとは何か、どのようなことを判断要素とするのかを、分かり易く示すべきである。
- ・ 本指針が対象とする庁舎等施設はどういったものなのか、示すべきである。
- ・ PFI事業などの専門用語は、解説を付記すべきである。

##### b 県長寿命化指針（素案）に既に反映している意見

- ・ 個別施設計画の策定は、民間施設との合築も視野に入れて行うべきである。
- ・ 県のシステム上で修繕履歴や費用といった施設に関する諸情報が管理できるような環境整備が必要である。

##### c 今後の参考とする意見

- ・ PPPを実現させるために、民間機関との継続的な協議会等を設置すべきである。
- ・ 県有施設では、ベビーベッドの設置等により、子供と一緒に使い易いトイレを増やしてほしい。

##### d 県長寿命化指針（案）に反映しない意見

- ・ 「合築による建替」を検討する旨の記載があるが、実現困難と考えられるので削除すべきである。

##### e その他

- ・ 工事中、施設が使えなくなることがないよう、部分的に工事を行うなどの工夫をしてほしい。

#### (5) 素案からの主な変更点

県民意見募集の結果を踏まえ、県長寿命化指針（素案）を変更した。主な変更点は以下のとおり。

- ・ 施設アセスメントでは「立地の利便性」や「耐震性」といった様々なデータを基に、施設の性能などを客観的に評価する旨を追記した。
- ・ 庁舎等施設とは、合同庁舎やスポーツ施設などの庁舎系施設及び県民利用施設である旨を追記した。
- ・ PFI事業などの専門用語については、解説を付記した。

#### (6) 今後の予定

平成31年3月 「神奈川県庁舎等施設長寿命化指針」策定